

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 7 月16日
【発行者名】	パトナム・ハイ・イールド・ファンド (PUTNAM HIGH YIELD FUND)
【代表者の役職氏名】	業務執行副社長、主席経営責任者およびコンプライアンス 連絡担当者 ジョナサン・Ｓ・ホーウィッツ (Jonathan S. Horwitz, Executive Vice President, Principal Executive Officer and Compliance Liaison)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市 フェデラル・ストリート100番 (100 Federal Street, Boston, Massachusetts 02110, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投 資信託受益証券に係るファンドの名 称】	パトナム・ハイ・イールド・ファンド (PUTNAM HIGH YIELD FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投 資信託受益証券の金額】	クラスM受益証券について、17億アメリカ合衆国ドル（約 2,561億円）を上限とする。 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算 は、便宜上、2024年 2 月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行 の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝150.67円）によ る。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年5月8日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして、2024年7月15日付で管理運用会社を含むファンドの関係法人の一部に異動があったため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

訂正箇所を下線または傍線で示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

< 訂正前 >

（前略）

（注）投資信託の受益者として、投資者は受託者会による表明を含む一定の権利および保護を受ける地位を有する。受託者会は、ファンドの業務を監督し、ファンドの受益者の利益を代表する。受託者会は、少なくともその75%以上が独立しており、ファンドの役員またはパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「管理運用会社」）の関係者ではない。

信託金の限度額はない。

< 訂正後 >

* 投資信託の受益者として、投資者は受託者会による表明を含む一定の権利および保護を受ける地位を有する。受託者会は、ファンドの業務を監督し、ファンドの受益者の利益を代表する。受託者会は、少なくともその75%以上が独立しており、ファンドの役員またはフランクリン・アドバイザーズ・インク（注）（以下「フランクリン・アドバイザーズ」または「管理運用会社」という。）の関係者ではない。

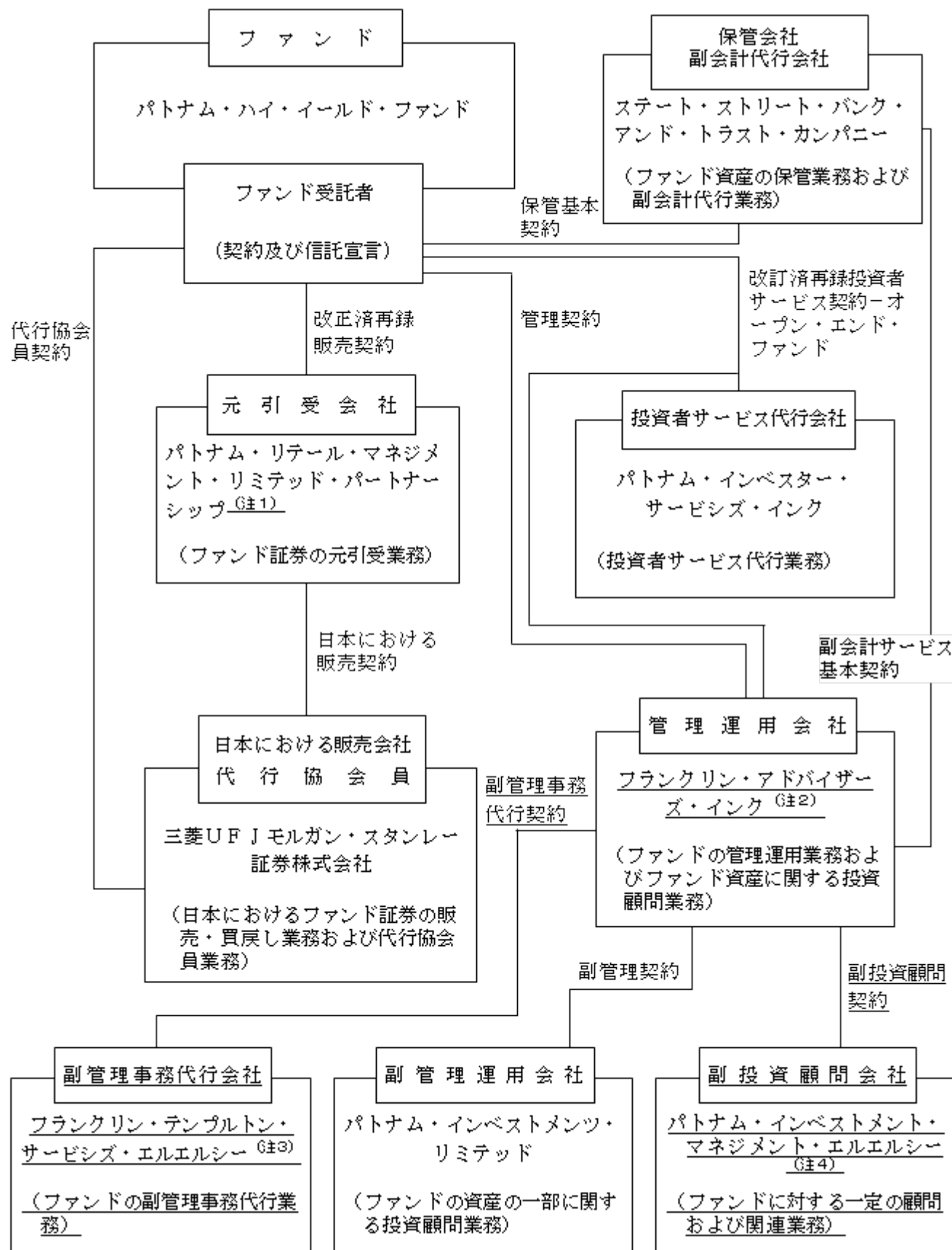
（注）2024年7月15日付で、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「パトナム・マネジメント」という。）は、パトナム・マネジメントとファンドの間の運用契約に基づく権利と義務のすべてをフランクリン・アドバイザーズに譲渡し、当該時点でフランクリン・アドバイザーズは管理運用会社の職務を承継した。

信託金の限度額はない。

ファンドの仕組み

[illegible]

<訂正後>



(注1) 元引受会社は、2024年8月2日頃にフランクリン・ディストリビューターズ・エルエルシーに変更される予定である。以下同じ。

(注2) 2024年7月15日付で、管理運用会社はパトナム・マネジメントからフランクリン・アドバイザーズに変更された。以下同じ。

(注3) 2024年6月1日付で、フランクリン・テンブルトン・サービス・エルエルシーが副管理事務代行会社として追加された。以下同じ。

(注4) 2024年7月15日付で、パトナム・マネジメントが副投資顧問会社として追加された。以下同じ。

管理運用会社とファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割ならびに契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
パトナム・インベストメント・ マネジメント・エルエルシー (Putnam Investment Management, LLC)	管理運用会社	2024年1月1日付でファンドと管理 契約を締結している。管理契約は、 管理運用会社がファンドの管理運用 業務およびファンド資産に関する投 資顧問業務を行う旨を規定してい る。
パトナム・インベストメンツ・ リミテッド (Putnam Investments Limited)	副管理運用会社	2024年1月1日付（2024年3月20日 付で付属文書A改訂済）で管理運用 会社と副管理契約を締結している。 副管理契約は、管理運用会社が適宜 定める一部のファンド資産を、副管 理運用会社が別途運用する旨を規定 している。副管理運用会社は、管理 運用会社の監督のもとに、ファンド 資産の運用部分についての投資判断 につき責任を負っている。
ステート・ストリート・バン ク・アンド・トラスト・カンパ ニー (State Street Bank and Trust Company)	保管会社	2007年1月1日付（2021年6月25日 付改訂済）でファンドと保管基本契 約を締結している。保管基本契約 は、保管会社が、ファンドの資産の 保管業務を行う旨を規定している。
	副会計代行会社	2007年1月1日付（2021年6月25日 付で契約改訂済および2017年7月24 日付で付属文書A改訂済）で、管理 運用会社と副会計サービス基本契約 を締結している。副会計サービス基 本契約は、ファンド資産について一 定の会計および記帳業務を提供する 旨を規定している。

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
パトナム・インベスター・サービスズ・インク (Putnam Investor Services, Inc.)	投資者サービス代行会社	2013年7月1日付（2023年4月4日付で付属文書A改訂済）でファンドおよび管理運用会社と改訂済再録投資者サービス契約 - オープン・エンド・ファンドを締結している。改訂済再録投資者サービス契約 - オープン・エンド・ファンドは、投資者サービス代行会社が、受益者口座の開設、維持および登録事務（関連する一切の租税上その他の報告義務を含むが、これらに限られない。）ならびにファンドの受益証券の売却に関して行われる投資および買戻し手続に関してファンドが要求する一切のサービスを提供する旨を規定している。
パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ (Putnam Retail Management Limited Partnership)	元引受会社	2024年1月1日付でファンドと改訂済再録販売契約を締結している。改正済再録販売契約は、元引受会社がファンドの受益証券の販売業務を行う旨を規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における販売会社	1996年9月10日付で元引受会社と日本における販売契約を締結している。日本における販売契約は、日本における販売会社が、日本におけるファンドのクラスM受益証券の販売・買戻業務を行う旨を規定している。
	代行協会員	1996年8月23日付でファンドと代行協会員契約を締結（2016年2月29日付改訂済）している。代行協会員契約は、代行協会員が、目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表、日本の適用法規に従い作成が求められる文書の配布を行う旨を規定している。

<訂正後>

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
<u>フランクリン・アドバイザーズ・インク</u> (Franklin Advisers, Inc.)	管理運用会社	2024年7月15日付でファンドと管理契約を締結している。管理契約は、管理運用会社がファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務を行う旨を規定している。
パトナム・インベストメンツ・リミテッド (Putnam Investments Limited)	副管理運用会社	2024年7月15日付（2024年3月20日付で付属文書A改訂済）で管理運用会社と副管理契約を締結している。副管理契約は、管理運用会社が適宜定める一部のファンド資産を、副管理運用会社が別途運用する旨を規定している。副管理運用会社は、管理運用会社の監督のもとに、ファンド資産の運用部分についての投資判断につき責任を負っている。
<u>パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー</u>	副投資顧問会社	2024年7月15日付で管理運用会社との間で副投資顧問契約を締結。副投資顧問契約は、副投資顧問会社が、 <u>ファンドに対する一定の顧問および関連業務を行う旨規定している。</u>
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company)	保管会社	2007年1月1日付（2021年6月25日付改訂済）でファンドと保管基本契約を締結している。保管基本契約は、保管会社が、ファンドの資産の保管業務を行う旨を規定している。
	副会計代行会社	2007年1月1日付（2021年6月25日付で契約改訂済および2017年7月24日付で付属文書A改訂済）で、管理運用会社と副会計サービス基本契約を締結している。副会計サービス基本契約は、ファンド資産について一定の会計および記帳業務を提供する旨を規定している。

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
パトナム・インベスター・サービスズ・インク (Putnam Investor Services, Inc.)	投資者サービス代行会社	2013年7月1日付（2023年4月4日付で付属文書A改訂済）でファンドおよび管理運用会社と改訂済再録投資者サービス契約 - オープン・エンド・ファンドを締結している。改訂済再録投資者サービス契約 - オープン・エンド・ファンドは、投資者サービス代行会社が、受益者口座の開設、維持および登録事務（関連する一切の租税上その他の報告義務を含むが、これらに限られない。）ならびにファンドの受益証券の売却に関して行われる投資および買戻し手続に関してファンドが要求する一切のサービスを提供する旨を規定している。
パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ (Putnam Retail Management Limited Partnership)(注)	元引受会社	2024年1月1日付でファンドと改訂済再録販売契約を締結している。改正済再録販売契約は、元引受会社がファンドの受益証券の販売業務を行う旨を規定している。
フランクリン・テンプルトン・サービスズ・エルエルシー (Franklin Templeton Services, LLC)	副管理事務代行会社	管理運用会社とファンドの特定の管理業務および設備を提供する契約を締結している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における販売会社	1996年9月10日付で元引受会社と日本における販売契約を締結している。日本における販売契約は、日本における販売会社が、日本におけるファンドのクラスM受益証券の販売・買戻業務を行う旨を規定している。
	代行協会員	1996年8月23日付でファンドと代行協会員契約を締結（2016年2月29日付改訂済）している。代行協会員契約は、代行協会員が、目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表、日本の適用法規に従い作成が求められる文書の配布を行う旨を規定している。

（注）元引受会社は、2024年8月2日頃に、改正済再録販売契約に基づき、パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップからフランクリン・ディストリビューターズ・エルエルシーに変更される予定である。

管理運用会社の概況

「管理運用会社の概況」は「ファンドの概況」として以下の内容に更新されます。

ファンド	パトナム・ハイ・イールド・ファンド
設立準拠法	ファンドは、1986年1月13日に設立されたマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。 ファンドは、1940年法に基づくオープン・エンド型分散投資会社であり、その受益権を表章する授権された受益証券を無制限に発行することができる。
監督当局の概要	ファンドまたはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。詳しくは「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。
事業の目的	ファンドは、主として証券、債務証券ならびにその他の金融性証書および権利に関する投資管理を投資者に提供することを目的としている。
沿革	1986年1月13日 マサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立、契約及び信託宣言締結 1994年5月5日 改正済再録契約及び信託宣言（変更改訂済）締結 2014年3月21日 改正済再録契約及び信託宣言（変更改訂済）締結 2017年5月8日 パトナム・ハイ・イールド・トラストを合併、ファンド名を「パトナム・ハイ・イールド・ファンド」に変更 2017年5月19日 改正済再録契約及び信託宣言（変更改訂済）締結
資本金の額	該当なし。
大株主の状況	2024年2月29日現在のファンドの発行済クラスM受益証券の5%以上を保有する者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、日本、東京（99.68%）

2 投資方針

（３）運用体制

< 訂正前 >

（前略）

受託者会は、1937年より投資信託のために投資判断を行い、ファンドのその他の業務を運営する責任を有するファンドの管理運用会社として、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを任用している。ファンドの管理契約の受託者会による承認の論拠については、2023年11月30日付の受益者向け年次報告書で議論されている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

受託者会は、1937年より投資信託のために投資判断を行い、ファンドのその他の業務を運営する責任を有するファンドの管理運用会社として、フランクリン・アドバイザーズ・インクを任用している。ファンドの管理契約の受託者会による承認の論拠については、2023年11月30日付の受益者向け年次報告書で議論されている。

（後略）

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

< 訂正前 >

管理運用報酬

ファンドの受益者は、管理運用会社との間の2024年1月31日付の新たな管理契約（以下「管理契約」という。）を承認した。管理契約の条件（報酬に関する条件を含む。）は、ファンドと管理運用会社との間の2014年2月27日付の従前の管理契約（以下「旧管理契約」という。）の条件と実質的に同等である。本統合取引に関連して、受益者に対し、管理契約を承認するよう求めた。本統合取引の結果、パトナム・ホールディングスの完全子会社であり、かつ、ファンドの管理運用者である管理運用会社は、フランクリン・テンブルトンの間接完全子会社となった。1940年法に基づき、本統合取引により、旧管理契約およびファンドに関して本統合取引の実施前に管理運用会社と副管理運用会社との間に締結されていた関連ある副管理契約が自動的に終了した。

管理運用会社はまた、ファンドに関して、管理契約の発効時に効力を生じる新たな副管理契約（以下「副管理契約」という。）を締結した。副管理契約の条件は、ファンドに関する従前の副管理契約の条件と実質的に同等である。

管理契約に基づき、ファンドは管理運用会社に月次報酬を支払う。報酬は、月次のファンドの平均純資産に対して適用される料率で計算される。料率は、管理運用会社が管理する他のオープン・エンド型ファンド（これには本ファンドも含まれるが、管理運用会社が管理する上場ファンドは含まれない。）の純資産総額（ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、他のパトナム・ファンドに対して投資されたファンドの純資産あるいは他のパトナム・ファンドにより投資されたファンドの純資産を除き、当該月の各営業日の終了時に決定される。）の月額平均（「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」）に基づく。

（中略）

該当する管理契約に基づき、過去3年間の会計年度にファンドが支払った管理運用報酬は以下の通りである。

会計年度	管理運用報酬
2023年	5,112,399米ドル
2022年	5,707,743米ドル
2021年	6,832,952米ドル

管理運用報酬は、ファンドの投資運用会社として行為する管理運用会社により提供される管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務の対価として支払われる。

副管理運用会社報酬

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社を管理運用会社が適宜指定するファンドの資産の投資判断のために確保している。副管理運用会社は、現在ファンドの資産の運用を行っていない。副管理運用会社がファンドの資産の運用を行う場合には、管理運用会社（ファンドではない。）は、副管理運用会社の業務に関して、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンド資産の平均純資産総額の年率0.20%の料率で副管理運用会社に支払う。

— 保管報酬および投資者サービス代行報酬

（中略）

— 販売計画報酬

（中略）

ファンドは、2023年11月30日に終了した会計年度に、販売プランに基づき198,468米ドルのクラスM受益証券販売報酬を元引受会社に支払った。ファンドが2021年11月30日、2022年11月30日および2023年11月30日に終了した会計年度に支払った仲介手数料は、21,582米ドル、26,871米ドルおよび11,141米ドルであった。

<訂正後>

管理運用報酬

ファンドの受益者は、パトナム・マネジメントとの間の2024年1月31日付の新たな管理契約（以下「管理契約」という。）を承認した。管理契約の条件（報酬に関する条件を含む。）は、ファンドとパトナム・マネジメントとの間の2014年2月27日付の従前の管理契約（以下「旧管理契約」という。）の条件と実質的に同等である。本統合取引に関連して、受益者に対し、管理契約を承認するよう求めた。本統合取引の結果、パトナム・ホールディングスの完全子会社であり、かつ、ファンドの管理運用者であるパトナム・マネジメントは、フランクリン・テンブルトンの間接完全子会社となった。1940年法に基づき、本統合取引により、旧管理契約およびファンドに関して本統合取引の実施前にパトナム・マネジメントと副管理運用会社との間に締結されていた関連ある副管理契約が自動的に終了した。

管理運用会社はまた、ファンドに関して、管理契約の発効時に効力を生じる新たな副管理契約（以下「副管理契約」という。）を締結した。副管理契約の条件は、ファンドに関する従前の副管理契約の条件と実質的に同等である。

2024年7月15日付で、パトナム・マネジメントは、パトナム・マネジメントとファンドとの間の既存の管理契約に基づく権利および義務のすべてを、譲渡引受契約によって管理運用会社に譲渡（以下「本譲渡」という。）し、管理運用会社は新たな管理契約（以下「新管理契約」という。）に従ってファンドの管理運用会社の職務を引き受けた。新管理契約の条件は、ファンドの従前の管理契約の条件と実質的に同等であり、新管理契約の下で支払われる報酬は、従前の管理契約の下で支払われる手数料と同一である。パトナム・マネジメントがスポンサーとなっている他のオープン・エンド型ファンドの純資産総額の月次平均（ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、該当する他のファンドに対して投資されたファンドの純資産あるいは該当する他のファンドにより投資されたファンドの純資産を除く。）（以下「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」という。）に基づいて報酬料率が決定されるすべてのファンドの管理運用報酬料率の決定に継続性を持たせるため、譲渡引受契約には、オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額の算出に算入される各ファンドの資産が、引き続きパトナム・マネジメントがスポンサーとなるオープン・エンド型ファンドとみなされることを、管理運用会社とパトナム・マネジメントが確認する旨が規定された。

本譲渡に関連して、2024年7月15日付で、パトナム・マネジメントは、パトナム・マネジメントと副管理運用会社との間のファンドに関する副管理契約に基づく権利および義務のすべてを、譲渡引受契約によって管理運用会社に譲渡し、その結果、ファンドに関する新たな副管理契約が締結された。新たな副管理契約は、従前の副管理契約に代わるものであり、実質的に同等の条件を有している。

新管理契約に基づき、ファンドは管理運用会社に月次報酬を支払う。報酬は、月次のファンドの平均純資産に対して適用される料率で計算される。料率は、管理運用会社が管理する他のオープン・エンド型ファンド（これには本ファンドも含まれるが、管理運用会社が管理する上場ファンドは含まれない。）の純資産総額（ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、他のパトナム・ファンドに対して投資されたファンドの純資産あるいは他のパトナム・ファンドにより投資されたファンドの純資産を除き、当該月の各営業日の終了時に決定される。）の月額平均（「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」）に基づく。

（中略）

該当する管理契約に基づき、過去3年間の会計年度にファンドが支払った管理運用報酬は以下の通りである。

会計年度	管理運用報酬
2023年*	5,112,399米ドル
2022年	5,707,743米ドル
2021年	6,832,952米ドル

* 2024年7月15日付で、管理運用会社はパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーからフランクリン・アドバイザーズ・インクに変更された。

管理運用報酬は、ファンドの投資運用会社として行為する管理運用会社により提供される管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務の対価として支払われる。

副管理運用会社報酬

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社を管理運用会社が適宜指定するファンドの資産の投資判断のために確保している。副管理運用会社は、現在ファンドの資産の運用を行っていない。副管理運用会社がファンドの資産の運用を行う場合には、管理運用会社（ファンドではない。）は、副管理運用会社の業務に関して、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンド資産の平均純資産総額の年率0.20%の料率で副管理運用会社に支払う。

副投資顧問報酬

管理運用会社は、その関連会社であるパトナム・マネジメントに一定の顧問および関連業務の提供を委託している。パトナム・マネジメントがファンドにかかる業務を提供する際のコストに基づき、（ファンドではなく）管理運用会社が、パトナム・マネジメントに対して月次報酬を支払う。かかる報酬には、フランクリン・テンプルトンの移転価格方針に従い、適用される税制/移転価格規制に沿って決定され、随時改訂されるマークアップが含まれる場合があるが、当該コストに15%を超えて上乗せされることはない。

保管報酬および投資者サービス代行報酬

（中略）

販売計画報酬

（中略）

ファンドは、2023年11月30日に終了した会計年度に、販売プランに基づき198,468米ドルのクラスM受益証券販売報酬を元引受会社に支払った。ファンドが2021年11月30日、2022年11月30日および2023年11月30日に終了した会計年度に支払った仲介手数料は、21,582米ドル、26,871米ドルおよび11,141米ドルであった。

副管理事務代行報酬

副管理事務代行会社は管理運用会社との間で契約を締結し、ファンドに一定の管理業務および設備を提供している。副管理事務代行会社はフランクリン・templtonの間接的な完全子会社である。副管理事務代行会社が提供する管理業務には、帳簿、記録、税務および財務報告書の作成および維持、ならびに規制要件の遵守の監視等が含まれる。管理運用会社は、副管理事務代行会社に対し、以下の月次報酬を支払う。

ファンドの平均日次純資産のうち	2億米ドル以下の部分について	0.150%
ファンドの平均日次純資産のうち	2億米ドル超 7億米ドル以下の部分について	0.135%
ファンドの平均日次純資産のうち	7億米ドル超 12億米ドル以下の部分について	0.100%
ファンドの平均日次純資産のうち	12億米ドル超 の部分について	0.075%

月次報酬は管理運用会社により支払われ、ファンドの追加費用とならない。

(4) その他の手数料等

< 訂正前 >

(前略)

ポートフォリオ組入投資対象

ファンドのポートフォリオのより詳細な内容については、管理運用会社のウェブサイト www.putnam.com/individual に各月末後およそ15日目からファンドの組入投資対象の上位10銘柄および関連するポートフォリオの情報が月次で掲載され、また、各月末後 8 営業日目からポートフォリオ組入投資対象の完全な明細を月次で参照することができる。この情報は、少なくともファンドが S E C にForm N-CSRまたは公表されているN-PORTを提出するまで、ウェブサイトで閲覧が可能であり、それ以降は S E C のウェブサイト <http://www.sec.gov> で閲覧することができる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ポートフォリオ組入投資対象

ファンドのポートフォリオのより詳細な内容については、管理運用会社のウェブサイト www.putnam.com/individual に各月末後およそ 5 営業日目以降よりファンドの組入投資対象の上位10銘柄および関連するポートフォリオの情報が月次で掲載され、また、各月末後遅くとも15暦日目からポートフォリオ組入投資対象の完全な明細を月次で参照することができる。この情報は、少なくともファンドが S E C にForm N-CSRまたは公表されているN-PORTを提出するまで、ウェブサイトで閲覧が可能であり、それ以降は S E C のウェブサイト <http://www.sec.gov> で閲覧することができる。

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

「第1 管理会社の概況」は、以下の内容に更新されます。

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

該当なし。

(2) ファンドの機構

上記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、(3)ファンドの仕組み、受託者」を参照のこと。

2 事業の内容及び営業の概況（無監査）

ファンドは、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

フランクリン・アドバイザーズ・インクはファンドの管理運用会社である。ファンドの保管会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ファンド資産の管理、ファンド資産のすべての必要な勘定および記録の維持、および非米国副保管会社または非米国副証券保管会社を任命する責任を負う。

3 管理会社の経理状況

該当なし。

4 利害関係人との取引制限

ファンドの組入証券は、ファンドの受託者、ファンドの管理運用会社として行為する管理運用会社もしくはその関係法人またはそれらの取締役、役員、従業員もしくは関係者（管理運用会社が実質的に認識するところにより、自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総額の5%以上の株式を保有する株主を含む。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で売買または貸し付けることができない。ただし、取引がファンドの英文目論見書に定められた投資制限を遵守し、かつ1940年法第17条a - 7に従ったファンドの現行のコンプライアンス方針に合致している場合を除く。

5 その他

(1) 受託者および役員の変更

受託者の員数は、受託者によって定められ、3人以上とする。受託者は、受託者または受益者により選任される。受託者は、（ ）かかる目的のために招集される受益者集会において、ファンドの発行済受益証券の3分の2以上の賛成により、または（ ）受託者の3分の2以上の賛成により更迭される。受託者または受益者により選任された各受託者の任期は、同人の退職、辞任、更迭もしくは死亡まで、または受託者の選任を目的に招集される次の受益者集会まで、およびその後継者が選任され資格が付与されるまでとする。

(2) 契約および信託宣言の変更

契約及び信託宣言は、議決権付受益証券の過半数を所有する受益者の議決によりその旨が授權された場合、当該時在职している受託者の過半数が署名した証書により、いつでも変更することができる。ただし、ファンドの名称の変更または省略部分の補充、曖昧性の修正または契約及び信託宣言に記載された不完全もしくは不一致条項の是正、修正もしくは補充、または受託者がその絶対裁量

により、受益証券のいずれかのシリーズまたはクラスの受益者に重大な影響を与えるものではないと判断する改訂については、受益者の議決による授權を必要としない。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

ファンドに重要な悪影響を与え、または与えることが予想される未公表の事実はない。

ファンドの会計年度の最終日は、11月30日である。

[次へ](#)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

___ パトナム・インベスター・サービシズ・インク（「投資者サービス代行会社」）（Putnam Investor Services, Inc.）

（中略）

___ ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「保管会社」）
（State Street Bank and Trust Company）

（中略）

___ パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ（「元引受会社」）
（Putnam Retail Management Limited Partnership）

（中略）

___ パトナム・インベストメンツ・リミテッド（「副管理運用会社」）
（Putnam Investments Limited）

（中略）

(2) 事業の内容

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは英国籍の会社であり、フランクリン・templトンの間接的な全額出資子会社である。パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、機関投資家およびリテール顧客に対してあらゆる国際的な投資顧問サービスを提供している。

___ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会
員」）

（後略）

<訂正後>

フランクリン・アドバイザーズ・インク（「管理運用会社」）（Franklin Advisers, Inc.）

(1) 資本金の額

2024年3月末日現在 145,415,216米ドル^(注1)（約228億円）（無鑑査）

（注1）全額払込み済み普通株式。

（注2）米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
（1米ドル＝156.74円）による。以下米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

(2) 事業の内容

フランクリン・アドバイザーズ・インクはアメリカ合衆国 94403-1906 カリフォルニア州 サン・マテオ市
フランクリン・パークウェイ1番に所在するファンドの管理運用会社である。管理運用会社はフランクリン・リソース・インクの完全子会社である。管理運用会社およびその関連会社は、2024年5月31日現在、合計で約1兆6,400億米ドルの資産を運用しており、1947年以来、投資運用業を営んでいる。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「副投資顧問会社」）（Putnam Investment Management, LLC）

(1) 資本金の額

2024年3月末日現在、102,931,493米ドル^(注)（約161億円）（無監査）

（注）全額払込み済み普通株式。

(2) 事業の内容

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市 フェデラル・ストリート100番に所在するファンドの副投資顧問会社で

ある。副投資顧問会社はフランクリン・テンプルトンの間接的な全額出資子会社である。副投資顧問会社およびその関連会社は、2024年5月31日現在、合計で約1兆6,400億米ドルの資産を運用しており、1947年以来投資運用業を営んでいる。

___ パトナム・インベスター・サービスズ・インク（「投資者サービス代行会社」）（Putnam Investor Services, Inc.）

（中略）

___ ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「保管会社」）
（State Street Bank and Trust Company）

（中略）

___ パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ（「元引受会社」）
（Putnam Retail Management Limited Partnership）

（中略）

___ パトナム・インベストメンツ・リミテッド（「副管理運用会社」）
（Putnam Investments Limited）

（中略）

（2）事業の内容

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは英国籍の会社であり、フランクリン・テンプルトンの間接的な全額出資子会社である。パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、機関投資家およびリテール顧客に対してあらゆる国際的な投資顧問サービスを提供している。

___ フランクリン・テンプルトン・サービスズ・エルエルシー（「副管理事務代行会社」）
（Franklin Templeton Services, LLC）

（1）資本金の額

2024年3月末日現在 15,649,418米ドル（約25億円）（無鑑査）

（2）事業の内容

フランクリン・テンプルトン・サービスズ・エルエルシーはフランクリン・テンプルトンの間接的な完全子会社である。フランクリン・テンプルトン・サービスズ・エルエルシーが提供する業務には、帳簿、記録、税務および財務報告書の作成および管理、ならびに規制要件の遵守の監視等が含まれる。

___ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

___ パトナム・インベスター・サービスズ・インク

（中略）

___ ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（中略）

___ パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ

（中略）

___ パトナム・インベストメンツ・リミテッド

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、管理運用会社により決定されたファンド資産の一部
に関して投資顧問業務を提供する。

___ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（後略）

<訂正後>

フランクリン・アドバイザーズ・インク

ファンドの管理運用会社およびファンドの資産に関する投資顧問として行為する。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

ファンドに対する一定の顧問および関連業務を提供する。

___ パトナム・インベスター・サービスズ・インク

（中略）

___ ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（中略）

___ パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ

（中略）

___ パトナム・インベストメンツ・リミテッド

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、管理運用会社により決定されたファンド資産の一部
に関して投資顧問業務を提供する。

フランクリン・テンブルトン・サービスズ・エルエルシー

フランクリン・テンブルトン・サービスズ・エルエルシーは、管理運用会社により決定されたファ
ンド資産の一部に関して管理事務代行業務を提供する。

___ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（後略）

3 資本関係

<訂正前>

管理運用会社、元引受会社、投資者サービス代行会社および副管理運用会社は、フランクリン・テン
ブルトンの間接的な全額出資子会社である。

<訂正後>

管理運用会社、元引受会社、投資者サービス代行会社、副管理運用会社、副投資顧問会社および副管
理事務代行会社は、フランクリン・テンブルトンの間接的な全額出資子会社である。